

ソーシャルワーク領域におけるスーパービジョンの理論的検証

若 宮 邦 彦

Theoretical Verification of supervision in the social work area

WAKAMIYA Kunihiko

キーワード：スーパービジョン ソーシャルワーク実践 ソーシャルインクルージョン コミュニティ・ソーシャルワーク

概要：日本ではソーシャルワーク実践の現場においてスーパービジョンの意義や方法等の不明瞭さと共にスーパービジョン体制の未整備が共通する深刻な問題として存在している。今日、ソーシャルワーク領域におけるスーパービジョンの関連性という文脈において、あらためて、その意義、ならびにスーパービジョンの在り方の議論がなされている。本研究では、社会福祉学の視点から日本のソーシャルワーク領域におけるスーパービジョンの諸相、実践の課題について論考した。まず日本におけるソーシャルワークの概念と動向を俯瞰した。次に諸外国、日本におけるスーパービジョンの萌芽と変遷を辿りながら、日本におけるスーパービジョンの位置づけを概観し、先行研究の客観的な分析を通じ、スーパービジョンの意義を考察した。社会福祉学の視点からスーパービジョンの臨床実践について体系的に研究しているものは希少であり、これまでスーパービジョンの不備や機能不全を指摘する研究が多くみられるなかで、実践研究および、システムの構築ということについて言及する観点がほとんどなかったことが示唆された。しかし、先行研究レビューの中で、すべての論者に共通していることは期待とスーパービジョンの重要性であった。各論者の指摘する課題に真摯な姿勢で対峙するとともに、その意義を実証的に解明していくことが日本におけるスーパービジョンの理論を醸成していく基盤となると考える。

1. はじめに

近年、スーパービジョンという用語は普遍化した。だが一方で、福山が「スーパービジョン体制構築の必要性が強調されはじめたのは、つい最近の動向である。しかし、スーパービジョン体制が専門職の人々にどのように貢献できるかは具体的に明示されていないのも事実である。」¹⁾と指摘するように、日本ではソーシャルワーク実践の現場においてはスーパービジョンの意義や方法等の不明瞭さと共にスーパービジョン体制の未整備が共通する深刻な問題として存在している。現状としては、職場におけるキャリアパスの未確立とともに職員育成計画の未整備に伴うスーパービジョン体制の不備、また、組織の承認やスーパービジョン関係が契約に基づくことなく展開されていることなどが問題として指摘されている。日本においてスーパービジョンはソーシャルワーク実践現場においても、大学教育等においても、その機能と

方法が十分に認識されていたとはいえない。その背景には日本の福祉教育の目的が実践家としてのソーシャルワーカーの養成よりも、学問的な学びや法制度の理解に力点が置かれていたこともその要因の一つであるといえよう。

このようなソーシャルワーク領域におけるスーパービジョンの関連性という文脈において、あらためて、その意義、ならびにスーパービジョンの在り方の議論がなされている。本論文は、社会福祉学の視点から日本のソーシャルワーク領域におけるスーパービジョンの諸相、実践の課題について論考する。まず、これまでのソーシャルワーク、スーパービジョン関連の先行研究の客観的な分析を行い、次に諸外国、日本におけるスーパービジョンの萌芽と変遷を辿りながら、日本におけるスーパービジョンの位置づけを概観する。さらにスーパービジョンの意義を叙述しながら臨床実践における問題提起として現状と課題を論じる。

2. ソーシャルワークとスーパービジョンの諸相

(1) ソーシャルワークの概念と動向

「社会福祉『対象』は、歴史的社会的矛盾としての生活を背負い、一生懸命悪戦苦闘する『生きた人間』である。社会福祉従事者は、その実存に迫りつつ、問題解決に挺身し、利用者と共に生きているわけである。」²⁾ われわれがこの対象に迫りつつ、ともに生活問題の構造・原因を見つめ、解決に尽力することを求めるならば、ソーシャルワーク領域の専門職（以下、ワーカー）には、援助者である以前に、その対象となるさまざまな生活課題を抱えた個人や家族など（以下、クライアント）³⁾と同じ生活者であることが求められる。そこで社会福祉に従事する者にとっては、まず歴史的社会的矛盾としての生活困難や生活不安を捉える感性を育て、他者との関係性の地盤に立つ実践を通しての自己洞察を図ることこそが、ソーシャルワーク方法論の起点である。

ソーシャルワークとは何か、日本に現存する職業のうち、どれが国際共通概念としてのソーシャルワーカーに相当するのか。この問いを解明するための適切な言葉の発見に筆者は窮する。そしてこの問いに明快に答えを導きだせないことが、ソーシャルワーク実践の曖昧さと関連させて論じられることがある。ソーシャルワークの概念についても様々な理解が成立する幅広い考え方である。用語の使用法、強調するポイントなどにより、その意味や内容が変容する。たとえば「ウェルビーイング」「幸福」という社会のあるべき理想や目標を意味しているのか、そのための制度・政策を表すのか、また、より具体的なクライアント支援のためのサービス内容なのか、それともクライアントの福利といったリアルな実感なのか、あるいはソーシャルワーカーの立場からの具体的実践、支援内容を強調しているのか、実に多様な解釈が成立する。

よって、ソーシャルワークの実践的特性として理解をすすめるが、一方では何らかの生活課題をかかえるクライアントが、その解決・緩和に取り組み、生活の再構築、さらには自己実現を図っていく際に活用する制度やサービス、すなわちハー

ド面としてとらえることができる。また、一方においては、それらの制度やサービスを具体的に活用し、自身による課題解決、自己実現へ向けた取り組みを支援する実践活動が不可欠となる。

すなわちソーシャルワークは、何らかの社会生活上の困難・課題に直面している人々にかかわり、そのニーズに応じた社会資源やサービスにつなげるとともに、その機能を通じて人々の安定した生活の実現を支援していく社会福祉領域での専門的実践活動であるといえよう。ソーシャルワークの変遷はリハビリテーション医学、精神医学などの関連領域の理論動向に影響を受けてきた。また、保健・医療・福祉施策の変遷に規定されつつ、内的要因としてはソーシャルワーク理論が医学モデルから生活モデルへと発展し、さらには近年とりざたされているストレングス視点、エンパワメント・ソーシャルワーク、社会構成主義（ナラティブ論）、グランディッド・セオリー・アプローチなどの登場にも多くの影響を受けている。

社会生活上の諸困難や地域における福祉ニーズを対象とするソーシャルワークは必然的に社会全体の動向から大きな影響を受けることになる。ソーシャルワーカーは、その性格上、時代の要請に的確に応えうることを要求される。1987（昭和62）年の社会福祉士及び介護福祉士法の成立以降、福祉ニーズを社会福祉制度は大きく変貌した。

バブル経済の崩壊による経済的混迷のなかで21世紀は幕を開け、グローバル経済の進展による世界経済からの影響、市場経済に重点を置いた行財政改革など、現代社会の変化はわれわれの生活に深刻な影響を及ぼしている。このようにますます複雑・多様化する社会情勢のなかで社会福祉に対する国民のニーズは高まり、こうした状況に適切に対応するために社会福祉制度の基本的枠組みが検討されることとなった。また、核家族化や女性の社会進出による家族機能の変化、少子高齢化の急速な進行などを背景に公的介護保険制度に代表されるように社会福祉基礎構造改革によって日本の社会福祉の仕組みは抜本的に改編されるにいたった。そして、福祉ニーズの複雑化と深刻化は、多方面で顕著になってきている。そのいくつ

かを指摘するならば司法福祉に関連する受刑者の服役後の地域自立生活支援、障がいをかかえる人たちの地域における就労ならびに自立支援、ニートやワーキングプアと称される人々への支援、認知症高齢者への生活環境の整備と支援、加えて子どもや高齢者、障がい者への虐待といった深刻な権利侵害の問題も顕在化してきている。

これらを背景に、日本のソーシャルワーク実践は大きな転換期を迎えようとしている。その主たるものはクライアントの抱える生活課題あるいは制度的な枠組みに基づく課題別のアプローチからクライアントの生活者としての視点を重視した地域を基盤とした総合的かつ包括的な実践への転換である。これらは厳密な意味合いで使われているわけではなく、「総合相談」「コミュニティソーシャルワーク」「地域を基盤としたソーシャルワーク」などとも表現されることがある。また、このような傾向は2005（平成17）年に創設された介護保険制度に基づく専門機関である地域包括支援センターによって、この動向を推進することとなった。その専門機能として地域支援事業における「総合相談・支援事業」は高齢者領域における総合相談を地域において具体的に展開するものである。また、2007（平成19）年に公布された「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」における新カリキュラムにおいては「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」という科目群が設定され、地域福祉の推進を背景としたサービスに関する知識として領域を拡大するなど総合的かつ包括的な相談援助は日本における今日のソーシャルワークを特徴づけるものといえよう。

(2) ソーシャルワークとソーシャル・インクルージョン

今日のソーシャルワークが対峙するニーズに共通するのは地域自立支援である。先述した社会福祉基礎構造改革の目的の一つに地域福祉の推進が位置づけられた。2000（平成12）年の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」（旧厚生省 社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検

討会委員）では社会福祉制度の充実した整備が図られる反面、社会福祉ニーズを有する人々に各種のサービスが十分に届いていないことを認め、地域社会の再構築をふまえた地域福祉の推進が謳われた。

この、地域生活支援の実践においてはクライアントへの働きかけと同時にクライアントが生活する地域社会への働きかけも重要になってくる。これは1950年代にデンマークでバンクー・ミケルセン（Bank - Mikkelsen）が提唱したノーマライゼーション思想に基づくものであり、すべての人々が、自分が暮らしたい場所であたりまえに自分らしい生活を実現するための思想であり、実践である。当時、バンクー・ミケルセンはデンマークの社会省に勤務するなかで、知的障がいの施設を訪問し、その実態を知ることになる。そして、入所者の家族会の活動とかかわりながら施設の在り方に対する改革と全人間的支援を訴えていくこととなった。その理念は1959年法（知的障害者及びその他の発達遅滞者の福祉に関する法律）の施行により具現化され、そのなかでノーマライゼーションは「ノーマルな生活状態にできるだけ近づいた生活状態をつくり出すこと」⁴⁾と簡潔に示され、施設改革や地域生活支援の契機となった。先述のようにノーマライゼーションは「誰もが、当たり前に分らしく、生活したい場所で生活する」という考え方である。知的障がいの領域に端を発するが、やがて身体障がい領域の自立生活運動や精神障がい領域の入院生活の改善を目指した活動ならびに退院後の地域自立生活への移行を推進させることとなった。そして今日、ノーマライゼーション思想は脱施設や施設解体宣言等の潮流の基盤ともなっている。施設ではなく地域での自立生活をおくりたいという多くの人たちの願いを実現するための地域生活支援はソーシャルワーク実践として展開されるものである。さらに、このノーマライゼーションの原理は障がいのある人たちのみを対象とするのではなく、生きづらさや生活のしづらさをかかえるすべての人々を対象とするものである。

ソーシャルワークは人と環境を対象として展開され、クライアントに対する支援と地域に対す

る支援は車の両輪として機能していくべきものである。このように地域社会の再構築をふまえた地域福祉の推進がクローズアップされるとともに、その理念としてソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）という用語が普遍化した。ソーシャル・インクルージョンとは、「人権課題を抱えて社会から排除されている人々、あるいは社会から断絶・孤立している人びとを社会の一員として受け入れ、問題解決を図るべきだ」という社会福祉政策の新しい理念⁵⁾とされている。すなわち、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂 social inclusion）とは、その地域に暮らす人びとの社会連帯によって支えられてきた社会福祉の現代社会における重要な役割を人びとのつながりの再構築とし、それを通じて一部の社会的弱者のみならず、すべての人びとを孤独や孤立、排除から援護し、自己実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合うためのソーシャルワークを表現する言葉として用いられている。

今日の核家族化に伴う家族機能の脆弱化と、それを支える地域社会の崩壊は大きな課題である。換言すれば、人々が支え合うネットワークの脆さが顕在化してきたといえよう。何らかの生活課題を背景に、そのネットワークからこぼれ落ち、解決策としての社会資源やサービスにたどり着くことができずに人間関係の希薄化、ひいては孤立化につながってしまう。このような環境要因などを背景に社会問題の歪みを受けている状態、すなわち社会的に弱い立場にいる人たちを排除することをソーシャル・エクスクルージョン（社会的排除 social exclusion）という。ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂 social inclusion）は、その対義語であり、ソーシャル・エクスクルージョン（社会的排除 social exclusion）の解決を目指すものである。この側面からソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）は、「貧困や社会的排除の状態にある人々が、経済、社会及び文化的な生活に参加し、当該地域社会において一般的だと考えられる標準的な生活水準及び福祉を享受するために必要な機会や資源を得ること、および生活に影響を与える意思決定に参加を進め、基本的人権が保証される状況⁶⁾と定義されている。

このようにソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）に基づくソーシャルワーク実践においては、クライアントのニーズ充足を企図したアプローチならびにエンパワメントアプローチ両方向へのアプローチが不可欠となってくる。すなわち、多面的かつ多様性をふまえたソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の考え方はこれからのソーシャルワーク実践の在り方を示唆しているといえよう。

3. スーパービジョンの概要と変遷

(1) 諸外国における発達経緯

スーパービジョンの動詞形であるスーパーバイズの語源は中世ラテン語の super（上）と videre（見る）という言葉より構成されており、中期英語の supervise へと発展したものである。アメリカのスーパービジョン研究の第一人者であるカデューシンの大著『ソーシャルワークにおけるスーパービジョン』⁷⁾以降スーパービジョンには支持・教育・管理の3つの機能があるとされてきた。なかでもヒューマンサービスの実践家として成長していく上での経験のある熟練者から指導を受け、自らの知識・技術を向上させる教育的スーパービジョンが重視されていた。その後、スーパービジョンは対人援助専門職に対する教育のみならず、その人が所属する組織の中で専門職としての望ましい働き・機能をしているかという評価も含めた管理的側面にも焦点が当てられるようになってきた。スーパーバイザー（以下、バイザー）はスーパーバイジー（以下、バイジー）のクライアントの有効な援助への効果を企図し、助言・指導を与えて支援する、さらにバイジー自らの援助観や援助内容を内省すると共に自己覚知の機会を提供するものである。よって、その受け手であるバイジーとの間に、専門知識と技術を成立させる価値体系と規範が不可欠な要素となっている。

スーパービジョンはソーシャルワーカーのクライアントへの関わりのなかで、その人が“プロフェSSIONナル”として最も好ましい援助を提供できることを企図して指導ならびに援助をサポートし、育み、環境を整備することでクライアントの福利向上を目指すものである。また、ソーシ

ルワーカーが価値観・知識・技術をリカレント教育として学ばなかで、本来備わっている資質をさらに発展させていく機会である。換言すれば、スーパービジョンとはソーシャルワーカーのスキル向上を通じ、クライアントとの援助関係・福利を良好なものにするためのトレーニング方法であり、感情労働・臨床に対峙するソーシャルワーカーをサポートする方法といえよう。

その定義としては未だ明確なものはないが、本論では、スーパービジョンをソーシャルワーク実践を行う機関や施設においてスーパーバイザーによって展開されるソーシャルワーカー養成ならびにクライアントの福利向上を目的とした教育的・管理的・支持的機能を展開していく一連の過程と定義する。

イギリスやアメリカなどのソーシャルワーク先進国においてスーパービジョンはソーシャルワーク実践において不可欠なものとして位置づけられており1870年代にはその萌芽をみることができる。1878年、アメリカのパッファロー市で慈善組織協会COS (Charity Organization Society) が発足した。COSはボランティアな活動で、訪問面接と詳細な調査に基づき経済的支援を行うものであった。そして支援の中核は主として上流階級のボランティアの友愛訪問という形で展開された。これは「訪問員によるパーソナルな支援であり、『施しではなく友愛を』がキャッチフレーズとなり、いわば、訪問員は家族にとって、よき相談相手となる友人のような存在であったといえる。」⁸⁾ 支援の対象となる家族にとって、訪問員はよき相談相手であり、社会的によい方向へと導くために家族によい影響を及ぼすことが求められていた。しかし、当時のCOSの訪問員たちが適切な研修や訓練を受ける機会がないままに実践を展開していた。諸説ではこのCOS活動において最初のスーパービジョンが実施されたという見解もあるが、スーパービジョンの主な機能である教育的機能、管理的機能、支持的機能のいずれが主たるものであったかについては明らかではなく、様々な議論がある。

このCOSを起源とするソーシャルワークの歴史の中で、スーパービジョンはソーシャルワーク

理論の展開や実践課題の変遷と軌を一にしてきた。先述のように、その機能には教育的機能、管理的機能、支持的機能の3つがあるとされてきた。なかでも教育的スーパービジョンが重視されていた。

スーパービジョンの先達であるロビンソン (Robinson) はスーパービジョンとは「知識と技術を兼ね備えた人があまりそれらの知識や技術を有していない人に対して行う教育過程である。」⁹⁾ と教育的スーパービジョンの意義を強調している。その背景にはスーパービジョン過程における多様な限界を予測しながら、バイザーの成長する力を見いだそうとするダイナミックな教育過程の重視がある。

スーパービジョン論の原点となっているアメリカのスーパービジョン研究の第一人者であるカデューシン (Kadushin) は「スーパービジョンは、スーパーバイザーにとって情緒的・心理的苦痛を排除し、拒否的になることを防ぎ、距離を置きすぎたり、強迫的になることを防ぐための方法や戦略となりうる。」¹⁰⁾ とワーカーの心理的ダメージや拒否反応への管理的機能について言及している。さらにイギリスのスーパービジョンの先達、モリソン (Morrison) は「スーパービジョンとは、組織的要請により一人のソーシャルワーカーが別のソーシャルワーカーに対して組織の、専門家としての、また個人の目的に合わせて、サービス利用者に最良の効果が届けられるように責任を持つことである。」¹¹⁾ としている。さらに、隣接領域であるコーチング、コンサルテーション、メンタリング等との相違を示しつつ、ソーシャルケアにおける複合的かつ効果的な実践的なスーパービジョン論について言及している。

(2) 日本におけるスーパービジョン論の変遷

近年、クライアントの増加、ニーズの重複・多様性もみられソーシャルワーカーは制度や組織とクライアントとの板ばさみとなり、不安や懐疑の中でアイデンティティが揺らぎ、燃え尽き症候群 (バーンアウト) にいたるケースも増えてきている。一方ではこのようななか、「燃え尽きへの緩衝機能を持つスーパービジョン」¹²⁾ としての

支持的スーパービジョンが注目されている。このようにスーパービジョンという用語は普遍化した。先行研究においてもスーパービジョンがさまざまな効果をもたらすことが指摘されている。また、近年においては児童福祉領域においても子育て支援・保護者支援と関連しながら「保育所内保育・教育から、保育所が行う保育ソーシャルワークへ」というパラダイムシフトが提言されるなか、保育スーパービジョンという用語も普遍化しつつある。

これまで日本のソーシャルワーク領域におけるスーパービジョンはどのような研究対象として取り上げられ、検討されてきたのであろうか。日本におけるソーシャルワークとスーパービジョンの関連についてマクロレベルに注視して述べる。

日本で社会福祉の領域にスーパービジョンという考え方が導入されたのは1950年代初頭、宮城県児童相談所がそのはじめである。当時は主に公的機関（福祉事務所、児童相談所、家庭裁判所など）、保健医療機関などの職員を対象に行われていた。精神医学や心理学の影響が大きく、困難事例の心理分析や評価といった点を中心であった。当時の特徴としては、ワーカー個人々の能力の向上や個人的なニーズの充足に焦点が当てられていた。その後、社会福祉事業法（現社会福祉法）において福祉事務所に査察指導員の配置という形でスーパービジョンが制度として導入された。しかし、職員が福祉の専門性を有していない場合が多く、非常に限定的なものであった。その後、1960年代から1970年代にかけては公的機関以外においても導入されることとなり、医療ソーシャルワーク分野においては淀川キリスト教病院や葵橋病院、東京都医療社会事業協会などが個人、グループ・スーパービジョンを中心に実施していた。さらに精神保健ソーシャルワーク分野へと拡大し、日本精神医学ソーシャルワーカー協会（現・日本精神保健福祉士協会）が組織的にスーパービジョンの導入を試みた。しかし、当時においても精神医学や心理学の影響は大きく、医師や臨床心理士などの隣接領域の専門職から事例検討を通じてアセスメント、心理面からの分析方法などについて指導を受けることが中心であった。

1970年代は専門家養成の過程としてスーパービジョンをとらえる動きが高まり、ソーシャルワークに従事する臨床家による職員の養成・訓練の方法と認識されてきた。その内容も「バイザーとバイジーの相互関係」「バイジーの自己覚知」を含む内容へと変化していった。1990年代、福祉関係八法改正により施設福祉から在宅福祉を基軸とした社会福祉の再編成がなされ、近年の制度上の変化による影響を受けて保健・医療・福祉分野におけるソーシャルワーク実践の価値・機能・質は大きく変化してきた。また、多様化するニーズに対応するための、より高度な知識と専門性を有する人材の養成と実践的なスーパービジョンが求められるようになった。1993（平成5）年、日本医療社会事業協会（現・日本医療福祉協会）が「業務検討委員会報告」でスーパービジョンについてふれ、その留意事項として（1）スーパーバイザー養成への努力。（2）会員が随時スーパービジョンを受けるためのシステムの構築。（3）協会会員同士でのピア・サポート体制の構築。を挙げている。そして2000（平成12）年高齢者福祉の領域において、公的介護保険制度創設に伴うケアマネジメント・システムが導入され当時、厚生省（現・厚生労働省）がケアマネジャー指導者研修で奥川幸子によるグループ・スーパービジョンの概念モデルであるOGSV¹³⁾を採用し、ケアマネジメント領域においてスーパービジョンが普遍化する契機となった。

このようにソーシャルワーク実践におけるスーパービジョンは、古くから臨床実践の質を高める方法として認識されていたが、先述のように、日本においてソーシャルワーク領域におけるスーパービジョン体制がソーシャルワークにどのように貢献できるかは模索されつつも具体的に明示されていないのも事実である。

また、スーパービジョンは過去50年以上の間、施設や機関のなかであり意識されないまま稼動していたという事実もある。スタッフの誰もが所属機関である組織から自らの専門性やアイデンティティについての理解を感知するチャンスを与えられることなくスタッフとしての役割を遂行してきたという歴史があり、このような観点にお

いてスーパービジョンが有効に活用されてこなかったといえる。また、スーパービジョンはソーシャルワーカー個人々の専門的価値、知識、技術を向上させるためのツールとしてのみ認知されている傾向がうかがえる。また、組織的スーパービジョン体制の効果性や重要性に関する認知は低く、特に施設の管理者にはその必要性を軽視している傾向すらある。

この点について福山は「日本では、スーパービジョンに関する実証的な調査が十分なされてきたとは言えない。特に、スーパービジョンの評価についての研究がほとんどなされていない。」¹⁴⁾と指摘している。

(3) 先行研究 (中村、黒川、福山、渡部他)

近年の代表的なスーパービジョン研究としては以下のものがあげられる。

1. Kadushin,A. “Supervision in social work” (3rded.) Columbia university Pres,1966.
2. 中村優一ほか編者『社会福祉方法論 講座Ⅱ』(誠信書房、1985年)
3. 黒川昭登著『スーパービジョンの理論と実際』(岩崎学術出版社、1992年)
4. 奥川幸子著『未知との遭遇-癒しとしての面接』(三輪書店、1997年)
5. 福山和女著『ソーシャルワークのスーパービジョン-人の理解の探求』(ミネルヴァ書房、2005年)
6. 渡部律子著『基礎から学ぶ気づきの事例検討会』(中央法規、2007年)
7. 村田久行著『援助者の援助 支持的スーパービジョンの理論と実際』(川島書店、2010年)

1. Kadushin,A. “Supervision in social work” (3rded.) Columbia university Pres,1966. 『ソーシャルワークにおけるスーパービジョン』はアメリカのスーパービジョン研究の第一人者であるカデューシンの大著であり、対人援助専門職として成長していく上で豊富な経験のある熟練者から指導を受け、自らの知識・技術を向上させる教育的スーパービジョンが重視されていた。

以降、その機能を (1) 支持、(2) 教育、(3)

管理、(4) 評価と整理されてきている。さらに、その後、スーパービジョンはワーカーに対する教育のみならず、その人が所属する組織の中で専門職としての望ましい働き・機能をしているかという評価も含めた管理的側面にも焦点が当てられるという影響を与えた画期的な文献である。スーパービジョンの定義を主に管理的機能、教育的機能としながら、表出的・支持的な指導機能を主張した。

しかし、スーパーバイザーに対する調査結果によると現実には支持的スーパービジョンはあまり意識されておらず、また、活用されておらずスーパーバイザーの業務の大半は管理的・教育的スーパービジョンに費やされている。日本の福祉現場におけるスーパーバイザーは施設長や中間管理職が担うことが主で、施設運営を目的とした管理的機能に傾き、職務上の監督指導に留まっており、臨床に反映されているとは言い難い。

2. はスーパービジョンがスーパーバイザーの専門職としての成長と成熟を促し、その教育的援助の過程においてその専門性をはぐくむ効果をもたらすとしている。スーパービジョンの効果について包括的に明示した点が特徴であるが、学生向けのテキストという性格から、その他の専門性向上に言及した先行研究との概念整理にまではいたっていない。

3. は福祉教育の立場からスーパービジョンは経験的かつ無自覚的な援助実践を理論的に検討し、方向づけをおこなう方法としている。理論と実践の乖離を統合する点にスーパービジョンの意義を見だし、理論知が臨床実践場面において生かされているか再度問われる場面をスーパービジョンと位置づけている。しかし、臨床実践場面においてスーパービジョンはシステムとして体系化されていないため、機能不全に対するディレンマが顕在化しており、その打開策にまでは言及されていない。

4. 臨床家として長年の経験を有する筆者の相談援助面接の視点からまとめたものである。ピア・グループ・スーパービジョンの概念モデル(OGSV)として2001(平成13)年に現厚生労働省が実施した介護支援専門員指導者研修において

用いられた。ワーカーのポジショニングとしての自己覚知の重要性にふれている点については興味深い、経験知に依拠し過ぎている傾向にあり、スーパービジョンの理論の体系的な研究とまではいたっていない。

5. 実践編と理論編の二部構成となっており、実務レベルにおけるスーパービジョンの意義に言及している点の特徴である。また、スーパービジョンの実証的研究の重要性にも言及するなど画期的な文献である。実践編のスーパービジョンの概念のモデルであるアメリカにおけるソーシャルワーク・スーパービジョンとの比較検討もなされている。また、独自のFKSAS(福山スーパービジョン・アセスメント)を提示するなど具体的に応用が可能な点の特徴である。しかし、支持的スーパービジョンがあいまいに認知されていた点に対する改善策や雇用組織内部と外部の研修体制の課題を体系化する点が不十分であり、理念的考察が十分であるとは言い難い。

6. 4. のピア・グループ・スーパービジョンの概念モデル(OGSV)がベースに構成されている。介護支援専門員(以下ケアマネジャー)を対象とした事例検討と内省的学習の実践事例を通じ、支持的スーパービジョンの意義も解説するなど大変示唆に富むものとなっている。しかし、スーパービジョンの有効性や理論的背景よりも「気づきの事例検討会」を開催するための基本テキストとしての解説に主眼が置かれている。また、ピア・スーパービジョンの枠内であり臨床現場における支持的スーパービジョンのシステム構築に対する検討にはいたっていない。

7. 他者の苦しみを緩和、軽減、解消しようとする行為である援助と専門職が展開する業務の関係性からとらえ、専門性を向上させるための支持的スーパービジョンに着目している点の特徴である。支持的スーパービジョンの在り方を「援助者の援助」として事例などもふまえ、わかりやすく解説したものである。また、対人援助におけるワーカーとクライアントの双方にどのように現出するかを分析し、援助関係あるいは管理と抑圧の関係性を形成し、増幅しているかというメカニズムをバイザーとともに解明する対人援助関係性への

現象学的アプローチの視点から論じている。この点については現代におけるスーパービジョン研究に大きな一石を投じる文献である事は間違いはないが、教育現場ならびに臨床の現場におけるスーパービジョン・システムの構築についての理念的考察が十分になされているとは言い難い。

4. おわりに

以上、日本におけるスーパービジョンの諸相、先行研究を俯瞰してきたが、日本のソーシャルワーク領域においては、スーパービジョンの重要性に対する認識はあるものの、学術的な整理と取り組みが十分であったとはいえない。社会福祉学の視点からスーパービジョンの臨床実践について体系的に研究しているものは希少であり、これまでスーパービジョン体制の不備や機能不全を指摘する研究が多くみられるなかで、実践研究および、システムの構築ということについて言及する観点がかほとんどなかったことが示唆された。

今日において日本のソーシャルワーク実践におけるスーパービジョンの重要性については各種の専門職のオリエンテーションを基部にしながら共通理解が蓄積されつつある。しかし、まだ十分であるとはいえず、その背景にはスーパービジョンに対する組織的未整備とスーパーバイザー養成の体制の不備が指摘できる。前述できなかった先行研究や実践事例も数多くあるが、先述のすべての論者に共通していることはスーパービジョンに対する期待と、その重要性である。今後、各論者の指摘する課題に真摯な姿勢で対峙するとともに、その意義を実証的に解明していくことが日本におけるスーパービジョンの理論を醸成していく基盤となると考える。

引用文献

- 1) 福山和女『ソーシャルワークのスーパービジョン—人の理解の探求』ミネルヴァ書房、2005年、i頁。
- 2) 吉田久一『日本の社会福祉思想』勁草書房、1994年、7～8頁。
- 3) CR.ロジャーズが提唱するカウンセリング理論(person centered approach)に依拠し、

クライアントという表現を用いた。

- 4) 中園康夫「ノーマリゼーション原理の研究」海声社、1996年、49頁。
- 5) 水口好久「ソーシャル・インクルージョンと人権政策」、日本ソーシャル・インクルージョン推進会議編集『ソーシャル・インクルージョン』中央法規出版、2007年、13頁。
- 6) 中島恵理「EU・英国における社会的包摂とソーシャルエコノミー」、『大原社会問題研究所雑誌』第561号、2005年、12頁。でのEUの定義の日本語訳。
- 7) Kadushin,A. “Supervision in social work” (3rded.) Columbia university Pres,1966.
- 8) 一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟 監修『ソーシャルワーク・スーパービジョン論』中央法規、2015年、348頁。
- 9) Robinson, V.P (1936) supervision in Social Case Work : a Problem in Professional Education. University of North Carolina press.
- 10) Kadushin,A. “Supervision in social work” (3rded.) Columbia university Pres,1966.
- 11) Morrison,T. (2005) staff supervision in Social Care:Making a Real Difference for staff and Service users,3rded,Pavilion Publishing and Media Ltd.
- 12) 渡部律子『社会福祉実践を支えるスーパービジョンの方法－ケアマネジャーにみるスーパービジョンの現状・課題・解決策－』社会福祉研究、財団法人鉄道共済会、第103号、2008年、69頁。
- 13) OGSV：奥川幸子によるピア・グループ・スーパービジョンの概念モデル。2001年に厚生労働省が実施した介護支援専門員指導者研修において用いられた。
- 14) 福山和女『ソーシャルワークのスーパービジョン』人の理解の探求 ミネルヴァ書房、2005年、192頁。
2. 佐藤伸隆・中西彦彦編『保育と現代社会 演習・保育と相談援助』みらい、2011年。
3. 相澤譲治・杉本敏夫編『相談援助の基盤と専門職 第2版』久美、2012年。
4. 片山義弘・李木明德 編著『相談援助』北厚生労働省編『保育所保育指針解説書』2008年。
5. 伊藤良高・永野典詞編『保育ソーシャルワークのフロンティア』晃洋書房、2011年。
6. 田尾雅夫・久保真人編『バーンアウトの理論と実際－心理学的アプローチ－』誠信書房、1996年。
7. 尾崎新・松本史郎・長谷川俊雄ほか『ゆらぐことのできる力－ゆらぎと社会福祉実践』誠信書房、1999年。
8. 渡部律子『社会福祉実践を支えるスーパービジョンの方法－ケアマネジャーにみるスーパービジョンの現状・課題・解決策－』社会福祉研究第103号、財団法人鉄道共済会、2008年。
9. 黒川昭登『スーパービジョンの理論と実際』岩崎学術出版社、1992年。
10. 渡部律子『基礎から学ぶ 気づきの事例検討会 スーパーバイザーがいなくても実践力は高められる』中央法規、2007年。
11. 福山和女『ソーシャルワークのスーパービジョン』人の理解の探求 ミネルヴァ書房、2005年。
12. 相澤譲治編『新版 保育士をめざす人のソーシャルワーク』みらい、2005年。
13. 北島英治・副田あけみ・高橋重宏・渡部律子『ソーシャルワーク実践の基礎理論』有斐閣、2002年。
14. 尾崎新『ケースワークの臨床技法－「援助関係」と「逆転移」の活用』誠信書房、1994年。
15. 植田寿之『対人援助のスーパービジョン－よりよい援助関係を築くために』中央法規、2005年。
16. 水澤都加佐『仕事で燃えつきないために－対人援助職のメンタルヘルスケア』大月書店、2007年。
17. 植田寿之『対人援助職の燃え尽きをふせぐ－

参考文献

1. 空閑浩人編『ソーシャルワーク入門』ミネルヴァ、2009年。

個人・組織の専門性を高めるために』創元社、2010年。

18. カタナ・ブラウン編 坂本明子監訳『リカバリー希望をもたらすエンパワメントモデル』金剛出版、2010年。